

## 福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市待機児童支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、保育の必要性があり、認可保育施設等の利用を希望しながら利用できず、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、認可外保育施設利用料の一部について補助を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 保育を必要とする小学校就学前の者で、福岡市に居住し、福岡市において、住民基本台帳に記録されているもの。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者で、福岡市に居住し、福岡市において、住民基本台帳に記録されているもの。
- (3) 認可保育施設等 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所。
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っている施設。ただし、同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。
- (5) 認可外保育施設利用料 認可外保育施設と保護者との利用契約で決められた月額利用料。ただし、時間外利用料金、食事・おやつ代、教材費、冷暖房費、布団消毒代、おむつ代、送迎費用など保育において提供される便宜に要する費用及び保護者会費、寄附金など保育の提供に直接必要でない費用は除く。
- (6) 待機児童 「保育所等利用待機児童数調査について」（平成28年4月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知 雇児保発第0426第3号）に定義する保育所等利用待機児童（以下「待機児童の定義」という。）。ただし、待機児童の定義において、待機児童数に含めないこととされている「企業主導型保育事業で保育されている児童」のうち、地域枠を利用する児童については、補助金の対象とする。

### (補助の対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、待機児童のうち、認可外保育施設を利用する児童の保護者及び夜間利用保護者（就業形態により夜間に及ぶ就業のため、認可保育施設等の開所時間（延長保育及び夜間保育を含む。）や地理的条件に合わず、やむを得ず認

可外保育施設を利用する児童の保護者をいう。以下同じ。)で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 月 60 時間以上の利用見込みで認可外保育施設と契約していること。
  - (2) 認可外保育施設利用料の支払が確認できること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象から除くものとする。
- (1) 児童が福岡市第 3 子優遇事業の実施に関する条例（平成 17 年福岡市条例第 105 号）に定める第 3 子優遇事業の対象となっている児童の保護者。
  - (2) 福岡市子ども・子育て支援法施行細則（平成 26 年福岡市規則第 142 号）に定める保育料表により算定した階層が D 5 から D10 までとなる児童の保護者。
  - (3) 補助金の交付を受けようとする年度において、認可保育施設等の利用が決定したが、利用を辞退した児童の保護者。ただし、市長がやむを得ない事情により利用を辞退したと認める場合は、この限りでない。

#### (補助金受給資格の認定申請)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「認定申請者」という。）は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定申請書（様式第 1 号）（以下「認定申請書」という。）及び認可外保育施設利用状況証明書（様式第 1 号の 2）を市長に提出し、受給資格及び対象となる児童（以下「支給対象児童」という。）について市長の認定を受けなければならない。ただし、夜間利用保護者の認定申請については別途定める。
- 2 認定申請者は、前項の規定による申請を行った後、次条第 1 項に規定する認定が行われる前に、申請を取り下げるとき又は申請内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

#### (補助金受給資格の認定)

- 第 6 条 市長は、前条第 1 項の認定申請があったときは、認定申請書及び関係書類により、第 4 条に規定する補助金交付の対象者の要件（以下「交付要件」という。）を満たすかについて審査し、認定を行う場合は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定通知書（様式第 2 号）（以下「認定申請書」という。）により、その結果を保護者に通知する。
- 2 市長は、認可保育施設等への利用申込みのため、保護者が市に提出している書類又は各区福祉事務所から提出された書類に基づき調査を行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項の審査の結果、認定を行わない場合は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定却下通知書（様式第 3 号）により保護者に通知する。

#### (認定期間)

- 第 7 条 認定が効力を有する期間（以下「認定期間」という。）の始期は、認定の申請をした日の属する月とする。ただし、新たに交付要件を満たしてから 30 日以内に市が認定申請書を受理したときは、交付要件を満たした日が属する月からとする。

2 認定期間の終期は、認定期間の始期が属する年度の3月とする。ただし、認定期間中に交付要件を満たさなくなった場合は、交付要件を満たさなくなった日の属する月とする。この場合において、交付要件を満たさなくなった日が月の初日の場合は、当該月の前月までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の月額は、支給対象児童ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超えない場合 認可外保育施設利用料
- (2) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超える場合 別表1に定める額

(補助金の交付申請)

第9条 第6条第1項の認定を受けた保護者（以下「受給認定保護者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、福岡市待機児童支援事業補助金交付申請書（様式第4号）（以下「交付申請書」という。）及び支払額証明書（様式第5号）又は認可外保育施設利用料の領収証を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める補助金の交付申請は、別表2で定める補助金支給対象期間の末日（以下「交付申請期限」という。）までに行わなければならない。ただし、交付申請期限までに交付申請を行うことができない特段の事情があると市長が認めるときは、交付申請期限を経過した場合においても、交付申請を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、福岡市待機児童支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により保護者に通知する。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、福岡市待機児童支援事業補助金交付却下通知書（様式第7号）により保護者に通知する。

(調査等)

第11条 市長は、第6条第1項に規定する補助金受給資格の認定及び前条第1項に規定する補助金の交付決定を行うに当たって、保護者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 市長は、認可外保育施設の利用状況及び認可外保育施設利用料の支払に関することを、児童が利用する認可外保育施設に確認することができる。

(補助金の支給)

第12条 市長は、補助金交付決定後、口座振替の方法により補助金を支給する。

(補助金の支給時期)

第 13 条 補助金の支給対象期間及び支給期月は、別表 2 のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、当該支給期月に支給できなかった補助金を、それ以降の支払期月でない月に支給することができる。

(届出の義務)

第 14 条 受給認定保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条に定める認定申請を再度行い、補助金受給資格の認定を受けなければならない。

- (1) 利用する認可外保育施設を変更したとき
- (2) 認可外保育施設の利用に係る契約内容を変更したとき
- (3) 支給対象児童の保護者が受給認定保護者ではない者になったとき

2 受給認定保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、待機児童支援事業補助金住所・氏名・金融機関等変更届(様式第 8 号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 受給認定保護者又は支給対象児童の氏名又は住所に変更があったとき
- (2) 補助金の振込先の金融機関等に変更があったとき
- (3) 利用する認可外保育施設の所在地、名称等に変更があったとき

3 受給認定保護者は、交付要件を満たさなくなった場合は、待機児童支援事業補助金交付要件消滅届(様式第 9 号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、待機児童支援事業補助金交付要件消滅届の提出があったとき又は交付要件を満たさなくなったと認めるときは、受給認定保護者の認定を取り消すことができる。

5 前項の規定により認定の取消しを行った場合、市長は待機児童支援事業補助金認定取消通知書(様式第 10 号)により交付要件を満たさなくなった者に通知を行う。

(交付決定の取消し)

第 15 条 補助金交付の申請者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったとき。
- (2) 受給認定保護者の認定が取り消されたとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この要綱の施行日前から補助金の交付要件を具備している者が施行日から 120 日以内に受給資格の認定申請をした場合は、その者に係る受給資格の認定については、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、この要綱の適用日以降で交付要件を具備するに至った日の属する月から行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 9 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表 1

階層区分	福岡市子ども・子育て支援法施行細則に定める 保育料表	補助金額	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護等	25,000	25,000
B	前年度の市町村民税非課税世帯	25,000	25,000
C1	前年度の市町村民税のうち所得割非課税世帯 (均等割のみの課税世帯)	20,000	15,000
C2	前年度の市町村民税所得割額が 48,600円未満	17,000	13,000
D1	前年度の市町村民税所得割額が 48,600円～61,000円未満	14,000	11,000
D2	前年度の市町村民税所得割額が 61,000円～73,000円未満	11,000	9,000
D3	前年度の市町村民税所得割額が 73,000円～85,000円未満	8,000	7,000
D4	前年度の市町村民税所得割額が 85,000円～97,000円未満	5,000	5,000
D5	前年度の市町村民税所得割額が 97,000円～126,000円未満	対象外	
D6	前年度の市町村民税所得割額が 126,000円～149,000円未満		
D7	前年度の市町村民税所得割額が 149,000円～169,000円未満		
D8	前年度の市町村民税所得割額が 169,000円～255,000円未満		
D9	前年度の市町村民税所得割額が 255,000円～301,000円未満		
D10	前年度の市町村民税所得割額が 301,000円～397,000円未満		
D11	前年度の市町村民税所得割額が 397,000円以上		

別表 2

平成 22 年度	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
平成 22 年 4 月～9 月	平成 22 年 11 月
平成 22 年 10 月～平成 23 年 1 月	平成 23 年 3 月
平成 23 年 2 月～3 月	平成 23 年 5 月

平成 23 年度	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
平成 23 年 4 月～ 7 月	平成 23 年 9 月
平成 23 年 8 月～11 月	平成 24 年 1 月
平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月	平成 24 年 5 月

平成 24 年度以降	
補助金支給対象期間	補助金支給期月
4 月～ 7 月	9 月
8 月～11 月	1 月
12 月～ 3 月	5 月

# 年度 福岡市待機児童支援事業補助金 受給資格認定申請書

(宛先) 福岡市長

\* 太枠内を記入してください。

福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり待機児童支援事業補助金の受給資格の認定について、関係書類を添えて申請します。なお、認定にあたり所得状況及び資産状況について地方税法等に係る諸帳簿、台帳等により確認されることを承諾します。

認定番号	
申請日	年 月 日

申請者(保護者)	住所	〒 区		
	※振込を希望する口座の名義人を記載してください			
	(フリガナ)		朱肉使用印 (シヤチハタ不可)	自宅
	氏名			連絡先 携帯 (父) (母) 職場

認可保育施設等に利用申込をしている児童のうち、待機児童支援事業補助金の申請を行う児童を記入してください。		年齢 (※注)	利用する(している)認可外保育施設	
対象児童	1	(フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日	所在地 名称	利用開始年月 年 月
	2	(フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日	所在地 名称	利用開始年月 年 月
	3	(フリガナ) 氏名 生年月日 年 月 日	所在地 名称	利用開始年月 年 月

(※注) 年齢…当該年度の4月1日時点の年齢です。

・ 申込(待機)している認可保育施設等 ( )

**確認事項(必ずお読みください)**

(1) この補助金は、支給認定(保育認定)を受け、認可保育施設等の利用申込を行ったが利用できず待機児童となり、認可外保育施設を利用している期間のみ支給するものです。  
 (※) 支給認定(保育認定)の要件  
 ① お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。  
 ② お子さんの保護者が仕事などのため家庭での保育ができない。

(2) 支給認定(保育認定)の有効期間が終了となった場合は、支給対象外となります。

(3) 認可保育施設等への利用が決定したが、辞退された場合は、当該年度は補助金の支給対象外となります。

(4) 受給資格を認定された後「補助金交付申請書」を提出することにより、この補助金が支給されます。交付申請書には、認可外保育施設の利用料を確認する書類を添えて申請する必要があります。交付申請書は、認定通知書とともに郵送します。

(5) 「第3子優遇事業」の対象となる児童は、本制度の対象外です。

以上を確認し、受給資格の認定を申請します。

申請者(保護者) \_\_\_\_\_ 印

受付印	待機となった日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第3子優遇事業の対象外 <input type="checkbox"/> 支給認定通知書兼支給認定証の写し <input type="checkbox"/> 利用調整 <input type="checkbox"/> 階層の確認(D4以下) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設の確認 <small>(児童福祉法に基づく届出を行っているか)</small> <input type="checkbox"/> 認可外保育施設の利用形態の確認 <small>(月60時間以上)</small>	受付担当者名
-----	------------------	--	--------

# 認可外保育施設利用状況証明書

太枠内を記入の上、利用している認可外保育施設から、証明をもらってください。

1	利用児童名				
	契約コース名		契約(在園)期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	保育時間	平日	:	~	:
		土曜日	:	~	:
		日祝日	:	~	:
	月利用予定日数	日			
月毎利用料(保育料)…※	月額	円			
2	利用児童名				
	契約コース名		契約(在園)期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	保育時間	平日	:	~	:
		土曜日	:	~	:
		日祝日	:	~	:
	月利用予定日数	日			
月毎利用料(保育料)…※	月額	円			
3	利用児童名				
	契約コース名		契約(在園)期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	保育時間	平日	:	~	:
		土曜日	:	~	:
		日祝日	:	~	:
	月利用予定日数	日			
月毎利用料(保育料)…※	月額	円			

(宛先) 福岡市長

認可外保育施設の利用状況について、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設住所			
施設名称			
代表者の職名	代表者の氏名	印	

(法人の場合は法人印、個人経営の場合は代表者の印をお願いします。)

※月毎利用料(保育料)につきましては裏面をご参照ください

様

福岡市長

### 待機児童支援事業補助金受給資格認定通知書

年 月 日付で申請のありました待機児童支援事業補助金の受給資格については、次のとおり認定しましたので通知します。

補助金の受給の際は「待機児童支援事業補助金交付申請書」を下記の交付申請期限までに提出してください。その際には、利用料の支払額のわかる書類（「認可外保育施設の利用にかかる支払額証明書」など）を添えて提出してください。

#### 【待機児童支援事業補助金の交付対象】

1	児童氏名						
	利用施設名称						
	利用施設所在地						
	認定期間	～		補助上限額 (月額)	円		
	交付申請時期 及び支払予定月	年 月分～ 年 月分～ 年 月分～	年 月分 年 月分 年 月分	(交付申請期限)		(支払予定月)	
			年 月末 年 月末 年 月末	年 月 年 月 年 月			
2	児童氏名						
	利用施設名称						
	利用施設所在地						
	認定期間	～		補助上限額 (月額)	円		
	交付申請時期 及び支払予定月	年 月分～ 年 月分～ 年 月分～	年 月分 年 月分 年 月分	(交付申請期限)		(支払予定月)	
			年 月末 年 月末 年 月末	年 月 年 月 年 月			

【認定番号】

**交付申請期限にご注意ください!!**

**交付申請書の提出が遅れた場合は、補助金が交付できなくなりますので必ず申請期限内に申請してください。**

※裏面も必ずお読みください。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎

### 待機児童支援事業補助金受給資格却下通知書

年 月 日付で申請のありました待機児童支援事業補助金については、次のとおり却下しましたので通知します。

1 対象児童名

2 却下の理由

# 福岡市待機児童支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 福岡市長

福岡市補助金交付規則を承知の上、福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。なお、交付にあたり所得状況及び資産状況について地方税法等に係る諸帳簿、台帳等により確認されることを承諾します。

申請日		年 月 日		認定番号			
申請者 (保護者)	住所	〒		振込口座	フリガナ 口座名義	金融機関名	
	フリガナ	朱肉使用印 (シャカリキ不可)			※認定申請者と同一であること		
	氏名	※認定申請者と同一であること			本・支店・出張所名	種別	口座番号 ※右詰でご記入ください。
					普通		
支給対象児童							
1	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名						
	施設名						
	月毎利用料	年 月	年 月	年 月	年 月	円	
2	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名						
	施設名						
	月毎利用料	年 月	年 月	年 月	年 月	円	
3	フリガナ			生年月日	年 月 日		
	氏名						
	施設名						
	月毎利用料	年 月	年 月	年 月	年 月	円	

※月毎利用料については、裏面をご参照ください。

「支払額の証明書」を添付してください。

「支払額の証明書」の提出が難しい場合には、領収書の添付をお願いします。  
(ただし、領収書には日付、金額、児童名、園名、法人印が必要です。)

受 付 印		子ども未来局記入欄	
		交付決定額	

## 認可外保育施設の利用にかかる支払額証明書

### 1 認可外保育施設利用者の保護者

住 所			
フリガナ			
保護者氏名			

### 2 認可外保育施設利用実績

※月毎利用料については、基本的な利用料のみ（裏面のとおりに）

1	児童名				生年月日	年 月 日
	利用期間	年 月 ~ 年 月				
	月 毎 利用料	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	
2	児童名				生年月日	年 月 日
	利用期間	年 月 ~ 年 月				
	月 毎 利用料	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	
3	児童名				生年月日	年 月 日
	利用期間	年 月 ~ 年 月				
	月 毎 利用料	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	

(宛先) 福岡市長

認可外保育施設利用状況について、上記のとおり相違ありません。  
利用料について領収済みであることを証明します。

年 月 日

施設住所			
施設名称			
代表者の職名		代表者の氏名	印

※施設長が証明する場合は、私印または施設の印を押印してください。  
※施設を運営する法人の代表者が証明する場合は、法人であることを証明するに足る印を押印してください。  
※朱肉使用印をお願いします。（シャチハタ不可）

様

福岡市長

### 待機児童支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日 付で交付申請のありました待機児童支援事業補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

【待機児童支援事業補助金の交付対象】

1	児童氏名							
	利用施設名称							
	交付対象期間	年 月 ~			年 月		交付予定日	年 月 日
	支払額	月	月	月	月	合計		
		円	円	円	円	円		
振込口座	銀行			支店				
2	児童氏名							
	利用施設名称							
	交付対象期間	年 月 ~			年 月		交付予定日	年 月 日
	支払額	月	月	月	月	合計		
		円	円	円	円	円		
振込口座	銀行			支店				

○ 補助条件

福岡市補助金交付規則及び福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

1	【認定番号】
2	【認定番号】

(様式第7号)

第 号  
年 月 日

様

福岡市長

### 待機児童支援事業補助金交付却下通知書

年 月 日付で申請のありました待機児童支援事業補助金については、次のとおり却下しましたので通知します。

- 1 対象児童名
- 2 却下の理由

(様式第8号)

待機児童支援事業補助金 住所・氏名・金融機関等変更届

		認定番号		
(受 保 護 給 者 )	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
【変更理由】該当する番号を○で囲んでください。「5. その他」の場合は内容をご記載ください。 1. 転居のため(区間移動の場合、 区→ 区) 2. 口座変更のため 3. 離婚したため 4. 通っている園の名称が変わったため 5. その他( )				
区 分		変 更 前	変 更 後	
(受 保 護 給 者 )	住 所			
	氏 名			
監 護 す る 児 童	住 所			
	氏 名			
	住 所			
	氏 名			
金 融 機 関	金融機関名	本店・支店・出張所名	金融機関名	本店・支店・出張所名
	銀行・農協・信用組合	本店・支店・出張所	銀行・農協・信用組合	本店・支店・出張所
	口座種別	口座番号	口座種別	口座番号
	普 通		普 通	
	(力ナ) 口座名義		(力ナ) 口座名義	
認 可 外 保 育 施 設	住 所			
	名 称			
変更年月日		年	月	日
(宛先) 福岡市長 受給者、交付対象児童の住所、氏名、支払先金融機関等の変更について福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱第14条第2項第1, 2, 3号の規定により、上記のとおり届出します。 氏 名 ⑩				

受 付 印

待機児童支援事業補助金交付要件消滅届

		認定番号	
受給者 (保護者)	住所		
	フリガナ		
	氏名		
交付要件が消滅した理由 (該当するものを丸で囲んでください。)	ア 受給者が他の市町村に転出した。 イ 児童について次の事実が生じた。 (ア) 死亡した。 (イ) 監護しなくなった。 (ウ) 認可外保育施設を利用しなくなった。 (エ) 利用可能な認可保育施設等にあっせんを受けたが、個人的理由で入所しなかった。 (オ) 他の市町村に転出した。 (カ) その他 ( ) ウ その他 ( )		
イにおける児童の氏名			
消滅の理由が発生した年月日	年	月	日
(宛先) 福岡市長 待機児童支援事業補助金の交付要件が消滅しましたので、福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、上記のとおり届出します。 年 月 日 氏 名 ⑩			
備考欄			
		受付印	

(様式第 10 号)

第 号  
年 月 日

様

福岡市長

### 待機児童支援事業補助金認定取消通知書

次のとおり待機児童支援事業補助金の認定を取り消しましたので通知します。

1. 対象児童名

2. 対象児童生年月日 年 月 日

3. 取り消し日 年 月 日

4. 取り消しの理由